

奈良県告示第四百十七号

昭和五十四年三月奈良県教育委員会告示第四十二号（奈良県文化財保護条例の規定による奈良県指定無形文化財の指定）の一部を次のように改正し、令和六年四月一日から施行する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

表中「文化財保存課」を「文化財課」に改める。